

# 【岐阜県版】安全就業ニュース



令和6年度7月号

## 【今月報告の事故】

### ○団体傷害保険関係事故

#### ・死亡事故及び入院180日以上の重篤事故

該当事故の報告はありませんでした。

#### ・30日以上の入院事故

該当事故の報告はありませんでした。

### ○労働災害

#### ・休業日数4日以上の負傷事故

地域	事故発生日	時間	内容
岐阜地域	2024/06/03	07:35	79歳女性。工場の従業員玄関前の階段を上っているときに、左足を段にかけてたつもりが足先しかかかっておらず、そのまま体重を乗せてしまったために足が段からずれ落ち、前方にバランスを崩した。右手を前に出して階段に手をついた際に、右手首を骨折した。

### ○派遣事業に係る損害賠償責任事故

地域	事故発生日	時間	内容
中濃地域	2024/03/08	不明	会員がテールゲートリフター付きの特殊な車両を破損させた。派遣先は任意保険をかけておらず、実費負担となった。センターは派遣先と「運転業務中に発生した当該車両の損害は派遣先が負担する」という内容が記載された「自動車運転業務に係る覚書」を交わしており、センターは賠償額を負担することはなかった。

- ・30日以上の入院事故、または重篤事故(180日以上の入院事故または死亡事故)が発生した場合は、まずは電話等で連合会へ報告をお願いいたします。
- ・労働災害が発生した場合は、早急に連合会へ電話をお願いいたします。

## 【お知らせ】

### ○運転業務における損害賠償責任と覚書について

運転業務に関する覚書は、あらゆる場面において「派遣先が任意保険に加入したうえでトラブルなく賠償額を負担する」ことを確約するものではありません。

センターの皆様には、

1. 運転業務を求める新規派遣先へ、任意保険をかけているかを確認すること
2. 任意保険をかけていなかった場合は、契約しないことを一考すること
3. 派遣中の派遣先が任意保険をかけているかを確認し、かけていない場合は覚書に「保険の有無にかかわらず派遣先が損害賠償額を負担する」旨を記載すること

の徹底をお願いいたします。

上記3を徹底して覚書に派遣先の負担を明記したとしても、人身事故などにより到底実費負担できない高額な賠償額となった際には、裁判で争うことも考えられます。

任意保険をかけていない派遣先との契約は、慎重に判断するようお願いいたします。

### ○猛暑の夏に熱中症対策は必須です

夏に差し掛かり、既に熱中症の報告が相次いでいます。重度の熱中症は身体に障害を残すこともあり、最悪命にかかわることもあります。こまめな休息と水分補給を行い、身体の異変を感じたら作業を中断して、下記重症度を参考に病院へかかるようにしてください。

#### 【熱中症の症状と重症度】

○軽度（改善が見られない場合すぐ病院へ）

- ・手足のしびれ
- ・めまい、立ちくらみ
- ・筋肉のこむら返り
- ・ぼーっとする、気分が悪い

○中等度（症状が出現したらすぐ病院へ）

- ・頭痛
- ・吐き気、嘔吐
- ・倦怠感、だるい
- ・意識がおかしい

○重度（後遺症のリスクがあるため、すぐに救急車を呼び病院へ）

- ・けいれん
- ・意識がない
- ・呼びかけに応じない
- ・まっすぐ歩けない
- ・体が熱い

#### ——— 今月の短歌 ———

天の川 壮麗立つ 佳景なれど  
事痛く思うは 恋い恋う故か

